

新型コロナウイルス感染症に関連する労働相談窓口について

令和 2年 3月
青森労働局

I 新型コロナウイルス感染症による経済活動等への影響に対する「特別労働相談窓口」を以下のとおり開設しました。

1 対応時間

8 : 30 ~ 17 : 15 (土日・祝日を除く)

2 窓 口

事業所の助成金（休業）に関する相談
求人、職業相談、紹介に関する相談

・青森労働局職業安定部職業対策課

青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 7階

TEL 017-721-2003 Fax 017-773-5372

・青森公共職業安定所

青森市中央 2-10-10

TEL 017-776-1561 (部門コード 33#) Fax 017-777-4937

・八戸公共職業安定所

八戸市沼館 4-7-120

TEL 0178-22-8609 (部門コード 32#) Fax 0178-43-5887

・弘前公共職業安定所

弘前市南富田町 5-1

TEL 0172-38-8609 (部門コード 32#) Fax 0172-34-8937

給与の未払い等労働条件に関する相談、解雇等に関する相談
36協定の特別条項の考え方、1年単位の変形労働時間制の運用に関する相談

・青森労働基準監督署

青森市長島 1-3-5

TEL 017-734-4444 Fax 017-734-4446

II 新型コロナウイルス感染症に関連した特別休暇制度の相談窓口を以下のとおり開設しました。

病気休暇等の特別休暇制度の具体的な導入方法等に関する相談
企業が有給の特別休暇を導入してくれない等の相談

1 対応時間

9 : 30 ~ 17 : 00 (土日・祝日を除く)

2 窓 口

・青森労働局雇用環境・均等室

青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 8階

TEL 017-734-4211 Fax 017-777-7696

※「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングを実施しています。

上記相談窓口以外の県内各ハローワーク及び各労働基準監督署でも相談できます。